

進行管理の進め方

1 進行管理とは

(1) 障害者計画における進行管理

障害者計画で定めた 132 個の事業について、計画推進協議会で点検及び評価します。毎年、前年度の実行・評価・改善と今年度の計画を確認します。

評価の目安については、次のとおりです。

計画事業内容のとおり実施：○
計画事業内容の一部を実施：△
実施しなかった：×

(2) 障害福祉計画における進行管理

障害福祉計画の進行管理一覧表（資料 4）に基づき、令和 5 年度の進捗状況について、計画量に対する達成状況を 5 段階（◎○□△×）で判定しています。

計画量確保

80%以上：◎ 60～79%：○ 40～59%：□ 20～39%：△ 19%以下：×

2 進行管理の流れ

(1) 各委員の進行管理手順

事前に送付される各計画の進行管理一覧表を確認し、判定に関する意見をまとめておきます。

(2) 会議での進行管理手順

会長の進行により、各委員の意見等を確認しながら、両計画の進行管理を行います。

(3) 協議する際の留意点

「進捗状況」の判定については、「『事業内容』に即して令和 2 年度の事業が実施されたか」という観点で判定します。事業内容に記載してある制度そのものの是非の判断、計画の良し悪しの評価とならないよう留意します。